

議案第22号

墨田区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年9月12日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

墨田区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年墨田区条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる」を「第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める」に改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法の一部改正により、定年前再任用短時間勤務制が導入されることに伴い、人事行政の運営の状況に関し、定年前再任用短時間勤務職員に係る事項について任命権者が区長に報告しなければならないこととする必要がある。